

会 議 録

会 議 名	平成30年度第3回野田市社会教育委員会議
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センターに変更することについて（答申）（公開）
日 時	平成31年3月25日（月） 午前10時から午前11時30分まで
場 所	野田市中央公民館 会議室
出席者氏名	委 員 文道 尚子、茂呂 嘉男、高井 千鶴、河内 賀子、 佐藤 秀夫、鈴木 昭夫、松尾 師孝、沖田 多恵子 事務局 佐藤 裕（教育長） 杉山 一男（生涯学習部長） 宮澤 一弥（生涯学習部次長兼社会教育課長） 大倉 純（社会教育課長補佐兼生涯学習振興係長） 志賀 純子（社会教育課生涯学習振興係主任主事）
欠席委員氏名	小松崎 明、木名瀬 訓光、戸張 泰、鈴木 正勝、横川 しげ子
傍 聴 者	無し
議 事	平成30年度第3回野田市社会教育委員会議の会議結果（概要）は、次のとおりである。
	<p>1 開会</p> <p>2 委員長挨拶 会議に先立ち、長く社会教育委員会議において協議し、まとめた意見書「少子高齢社会の社会教育について」を、社会教育委員長及び副委員長から、教育長に提出したことを報告する。</p> <p>3 教育長挨拶 事務局から、会議の公開、欠席委員の報告、会議成立の報告、傍聴者の報告及び会議録作成のための録音機の使用の説明を受ける。</p> <p>4 議事 議題 「野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称</p>

	野田市生涯学習センターに変更することについて（答申）」
議長	<p>前回の諮問を受けて、本日答申となるが、前回欠席された委員もいるので、最終的な確認をしたいと思う。</p> <p>再度、事務局からの説明をお願いしたい。</p> <p>諮問内容について、事務局から説明を受ける。</p>
議長	<p>資料2の、地方自治法第244条第2項にある「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とあるが、「正当な理由」というのは、どんなときが考えられるのか。</p>
宮澤課長	<p>地方自治法の逐条解説を見ると、他の利用者に迷惑を掛ける、騒音を出すというような迷惑行為がなされたときなどが例示されている。</p>
議長	<p>社会教育では、よく政治や宗教、金銭目当てによる利用の制約があるが、そういうこととは違うのか。</p>
宮澤課長	<p>営利を目的とした事業についても、実際には認めていない。コミュニティ会館も同じ地方自治法の第244条が適用されるが、営利を目的とした利用は認めていない。</p>
議長	<p>営利を主とせず、事業の収益を社会貢献に使うといった場合にはどうか。</p>
宮澤課長	<p>内容をよく聞いて、確認をしなければいけない。</p>
議長	<p>その時々、制約が厳しくなったり、緩くなったりしないようにしなければならない。</p>
宮澤課長	<p>基本的には、利用の制限については、「正当な理由がない限り」という言葉だけなので、取扱いについては、規則を定めるときなどに、他市の例などを参考にしながら検討していかなければならないことだと思っている。</p>
議長	<p>バザー等、何らかのことに貢献したいという活動が増えているので、柔軟な対応をしてほしい。</p>

A委員	<p>生涯学習センターの設置目的が「市民の生涯学習の推進」や「生活文化の向上」ということは分かるが、今までの野田公民館が、他の地区の公民館と同じように有している「人が集う場所」という人の関わりをつないでいくという役割を持っていたので、生涯学習センターになっても、市民の交流の場であり、つないでいく場であってほしいという願いを持っている。</p> <p>今まで私たちは「豊かな関わりづくり」を目標にして話し合ってきたが、是非、生涯学習センターの目的の中にも、「豊かな関わりづくりに寄与する」という一文を入れていただきたい。</p>
宮澤課長	<p>「関わりづくり」について、盛り込むようにしたい。</p>
議長	<p>「豊かな」というところが重要である。</p>
B委員	<p>申込みの仕方は決まっているのか。</p>
宮澤課長	<p>まだ決まってはいるが、公民館の場合は2か月前からとなっており、コミュニティ会館も2か月前からなので、市内の他の施設とのバランスを考えながら決める形となるが、基本的には2か月前からで変わらないだろう。</p>
C委員	<p>個人の利用は、市内在住・在勤に限られることになるのか。</p>
宮澤課長	<p>市外の方が利用する場合に利用料金が変わるということはある。</p> <p>現在、市外の方の利用は、公民館が1.5倍で、コミュニティ会館は2倍となっており、同じ市の施設でありながら、設定が異なっているので、調整が必要となってくる。</p> <p>先の話になるが、今後、社会教育委員と公民館運営審議会を統合して生涯学習審議会となるが、その審議会の中で、使用料のこと、市内の人と市外の人との違いといったことも今後審議していただくことになる。</p> <p>減免についても、審議会の中で検討していただく予定である。</p>
議長	<p>減免という話があったが、他市の場合も同じか。</p>
宮澤課長	<p>全ての市を確認したわけではないが、近隣市では、「社会教育関係団体が利用する場合は減免する」という規定があり、「社会</p>

	<p>教育関係団体とは何か」という基準も全て公開されている。社会教育関係団体として認められれば、公民館等の施設を使用するときには減免の措置が受けられるということになっているが、それをそのまま野田市に当てはめられるわけではなく、その調整は難しい。</p>
C委員	<p>他市では、在住在勤ではないと借りられないというところも多く、在住在勤でも金額が高く設定されているところもある。</p>
宮澤課長	<p>各市いろいろな運営の仕方があるのと、野田市のこれまでの運営とのバランスも考慮していかなければならない。</p> <p>また、公民館は社会教育法上の施設であり、コミュニティ会館等は、社会教育法とは全く別の施設となるわけだが、空間を借りるという意味で、利用する側からすると、施設の性質によって、片や有料、片や無料となると、それもおかしいのではないかという意見も別の審議会の中で出されている。特に、櫛のホールの場合は、一つの建物の中に、野田公民館と中央コミュニティ会館という別々の施設が入っている現状にある。逆に、性格の異なる施設なのに、利用の目的が同じだからといって一律に無料にしているのかという意見もあり、十分に検討していかなければならないと考えている。</p>
議長	<p>市の間でいろいろ活用していく際に、協定を結んでいるというようなことはあるか。何かの利用のときには、協定を結んで、他市の場合でも便宜を図りましょうというようなものはあるか。</p> <p>例えば、運動施設などにおいて、他市の方の利用は利用料が高い。近隣については、人を呼び込むという視点から、金銭的に同じでいいというような取決めをやろうとしている自治体もある。そのまちだけで人口を増やすのではなくて、そうした枠組みを取り払い、周りの自治体の人を呼び込むという考え方をする。人は、自治体という仕切りの中で生活をしていないので、どんどんいろいろな人を呼び込むために、他市でも、近隣市の人の場合には、利用を市内の利用と同じ基準としようと考えている自治体もある。</p>
杉山部長	<p>実際の市民の声として、実例で申し上げると、無料の施設について、市外の人でも無料というのはおかしいという意見がある。市税で建てた施設である以上、どうしても市民優先となる部分がある。そうしたバランスを考えなければならぬが、人を呼び込む</p>

	<p>という視点においては、参考にさせていただきたい。</p>
宮澤課長	<p>東葛6市などで公共施設の共同利用ということで話合いをしたことがある。実際に、ある市では、文化会館が老朽化で使用できなくなり、新しい施設を建設することもできないとなり、その市と隣接する市で施設の相互利用をしているというケースもある。</p> <p>その他、運動施設の稼働率を見て、稼働率の余り高くない施設においては、相互の提携を検討したこともある。</p> <p>ただ、公民館などでは、予約日に抽選が行われている状況があり、今の段階では、相互利用については難しいと感じている。</p>
杉山部長	<p>一点、補足がある。今、運動施設の話があったが、4月以降、社会体育施設は、首長部局に移管されることになっている。今まで教育委員会の中に社会体育課があったが、4月以降は、自然経済推進部に移管される。</p>
議長	<p>本市は、青少年の育成を重視していると思うが、施設の利用に当たっても、青少年活動がしやすくなるようなルール作りが求められてくるのではないか。</p>
杉山部長	<p>体育施設については、若い方の利用について料金設定があるが、生涯学習施設等の貸館については設定していない。</p> <p>公民館については、子供だけの利用というのは、余り想定できないが、今後、減免等の審議をする中で、そういった事例があれば、検討の対象とさせていただきたい。</p>
D委員	<p>施設によって、市外の人でも無料であったり、有料であったりするものがあると思う。市外との区分けの縛りを余り強くしても、逆に周りの市でも、野田市の人が他市の施設を無料で使用できる場合もあり、施設により違いがあると認識している。</p> <p>市外の方の利用について、有料か無料かということは、施設の管理費として必要な場合もあり、施設によってそれは異なってくると思う。</p> <p>在住在勤という視点においては、どなたか一人野田市在住で、あと他の会員の方は市外の方というケースもあり、実際の運用面において難しい課題が今後も出てくるだろう。</p>
E委員	<p>今回、生涯学習センターになるということで、市民に認知して</p>

もらうためにPRしていくことになると思うが、名称は変わるが、中身は変わらないよというのでは寂しく感じるので、何か目玉事業になるような、生涯学習センターと名称を変えたことによりこうした事業を追加しましたというようなものを、今後、検討して行ってほしい。

F委員 使わせていただく立場としての意見となるが、行政的な言葉遣いと分かりにくいことがある。一般的な言葉で、こういう場合はこうですよ、こういう場合はOKですよ、というように、分かりやすく、具体的な例示も含めて、利用方法等について公開してほしい。

A委員 生涯学習センターに対する担当課の思いや意向が、施設を管理する指定管理者にも、きちんと伝わり、その上での運営となつてほしい。

また、今回のこととは別のことになるが、減免の話で、ホールの使用料についても、線引きは難しいと思うが、会館の使用料や諸経費を賄うために有料で開催する団体と、興行的な団体による有料開催を別に考えていただきたい。

議長 それでは、全体的に意見は出たと思う。

中教審の分科会の答申案の中で「生涯学習で地域活性化を図ろう」ということが出ている。一人一人が人間として輝いて行ってほしいということのほか、地域活性化という視点がプラスされている。行政も我々も、こうした視点で考えていかなければならない。豊かな関わりづくりから、そこにプラスして、我々が豊かな文化の恩恵を受けられるような施設の活動に変えていかなければならない。よって、地域の活性化につながっていくのだと思うので、是非、そういう方向で進めていただきたい。

それでは、答申の整理をする時間を頂いて、今日ここで答申させていきたいと思う。

<委員了解>

「野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センターに変更することについて（諮問）」に対する答申として、議長が「答申書」の内容を読み上げ、教育長に「答申書」を提出する。

(答申概要)

野田市野田公民館及び野田市中心コミュニティ会館を仮称野田市生涯学習センターに変更することについて、当会議において慎重に審議した結果、適当と認める。

なお、変更にあたっては、利用者の利用が円滑に進み、かつ、豊かな関わりづくりに寄与できるよう特段の配慮をお願いする。

「答申書」を教育長が受領

これまでの審議に対するお礼と、今後の審議会の統合及び4月以降の行政組織の変更についての説明を受け、平成30年度第3回野田市社会教育委員会議を終了する。